

阿蘇火山防災畜産対策事業実施要領

(目的)

第1 阿蘇火山の活動に伴う降灰により、水田や畑の牧草の生育不良・収量低下、さらには収穫作業に大きな影響を及ぼし、畜産経営の収益低下が懸念される。

そのため、当該地域における牧草の持続的な生産安定を図るため、機械化整備により短期間で収穫・調製を行うことによる被害軽減の体制整備を行う取組みに対し支援を行い、もって、畜産農家の経営安定と産地の生産力維持を図る。

(事業実施の根拠)

第2 本事業の実施については、特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2113号)、特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2115号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)、優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2123号)、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)及び、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(平成24年4月1日施行。以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(対象地域)

第3 活動火山対策特別措置法(昭和48年7月24日法律第61号)に基づき指定された防災営農施設整備計画の対象地域であって、火山の爆発による被害の程度が、農林水産大臣が定める基準に達し、又は達するおそれがある地域。

(事業内容等)

第4 本事業の補助対象経費、補助事業者、補助率等は、別紙1のとおりとし、予算の範囲内において補助する。

(事業実施計画の承認申請)

第5 要項第3条の事業実施計画承認申請書は、知事が別に定める期日までに提出する。

なお、市町村、関係広域本部地域振興局を経由するものとする。

また、事業実施計画承認申請書に添付する事業計画書は、事業実施主体においては別記第1-1、1-2号様式、取りまとめを行う市町村等においては別記第2-1、2-2号様式によるものとする。

(事業実施計画の変更申請)

第6 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1-1、1-2、2-1、2-2号様式を準用する。

(補助金等の交付申請)

第7 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記第1-1、1-2、2-1、2-2号様式とする。

(補助金等の変更交付申請)

第8 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1-1、1-2、2-1、2-2号様式を準用する。

(補助金等交付決定前着手)

第9 要項第9条第1項に規定する補助金等交付決定前着手承認申請書は、特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要領の別記様式第2号に準ずる。

(実績報告)

第10 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記第1-1、1-2、2-1、2-2号様式を準用する。

(財産処分の制限期間)

第11 要項第17条に規定する別に定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則別表(第5条関係)に準ずる。

(事業の推進)

第12 事業実施主体は、県、市町村及び関係団体と連携を図り、事業の円滑な推進に努めるものとする。

(雑則)

第13 事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成28年2月29日から施行し、平成28年2月1日から適用する。